<特定建設作業>作業時間の制限

(特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・建設省告示第1号、振動規制法施行規則別表第1)

区分	作業時間	1日における 延べ作業時間	同一場所に	日曜・休日に
			おける	おける
			連続作業時間	作業時間
1号区域	7 時~19 時	10 時間以内	6 日以内	禁止
2 号区域	6 時~22 時	14 時間以内		宗 止
適用除外要件	1~7	1. 2	1. 2	1~8
*	1.07	1, 2	Ι, Ζ	1.50

※適用除外の要件

- 1. 災害その他非常事態時に緊急に作業を行う必要がある場合
- 2. 人の生命・身体に対する危険防止作業を行う必要がある場合
- 3. 鉄道・軌道の正常運行の確保に必要がある場合
- 4. 道路法による道路占用許可条件が夜間(日曜・休日)指定の場合
- 5. 道路法による協議において夜間(日曜・休日)の作業に同意された場合
- 6. 道路交通法による道路使用許可条件が夜間(日曜・休日)の場合
- 7. 道路交通法による協議において夜間(日曜・休日)の作業に同意された場合
- 8. 変電所の変更工事で日曜・休日に行う必要がある場合